

小規模多機能型居宅介護
重要事項説明書

株式会社ブロッサム

小規模多機能型居宅介護
小規模多機能 きらり妹尾

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岡山市指定 第3390102386号)

【事業の目的と運営方針】

第1条

小規模多機能型居宅介護事業とは、要介護状態にある高齢者に対し、その人の居宅において、又は事業所の施設に通い、又は短期間宿泊し、住み慣れた地域で家族的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、その人の居宅においていつまでも安心して自立した日常生活を送ることができるよう、生活全般にわたる支援を行います。

事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況等を把握し、居宅サービス事業者その他保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すると共に、「運営推進会議」を設置し、家族の方々や地域の皆さんとの連携並びに関係市町村とも連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとします。

事業所の施設の利用時での生活援助に当たって、食事の準備、調理や洗濯、生活領域の掃除は原則として利用者と介護職員が協力して行うものとし、残存機能の低下を促すような介護は行わないものとします。

小規模多機能型居宅介護にあつては、医療行為は行いません。また、利用者の生命及び身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動の制限を行ってはならないものとします。

【事業者の概要】

第2条

- 法人名：株式会社ブロッサム
- 法人所在地：岡山県岡山市南区東畦169番地3
- 電話番号：086-236-6005
- 代表取締役：藤原 美里
- 設立年月日：平成30年5月8日

【事業を行う事業所の名称及び所在地】

第3条

- 名称：小規模多機能 きらり妹尾
- 所在地：岡山県岡山市南区東畦169-3番地

- (3) 電 話 番 号 : 0 8 6 - 2 3 6 - 6 0 0 5
- (4) 事業指定所番号 : 3 3 9 0 1 0 2 3 8 6
- (5) 事業指定所指定日 : 平成 3 0 年 7 月 1 日
- (6) 通常の事業の実施地域 : 岡山市 (旧御津町、旧建部町を除く。)
- (7) 事業所代表者氏名 : 藤原 美里

【職員の体制】

第 4 条

*職員の配置については指定基準を遵守しています。

| 職 種 | 職 員 数 | 職 務 内 容 |
|---------|--------------------|--------------------------|
| 管 理 者 | 常 勤 1 名 | 事業所の業務及び従業者の管理並びに介護職員を兼務 |
| 介護支援専門員 | 常 勤 1 名 | 登録者の介護計画の作成 |
| 看 護 職 員 | 非常勤 1 名以上 | 登録者の健康管理に対する助言 |
| 介 護 職 員 | 3 名以上 内常勤 1 名以上 | 登録者の日常生活の援助及び介護 |

* 介護職員 (兼務者を含む) の勤務時間は 8 : 3 0 から 1 7 : 3 0 を基本とするシフト制。
その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。

【利用定員】

第 5 条

- (1) 事業所当たりの登録定員は 29 名
- (2) 「通い」 1 日当たり (8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0) の定員は 18 名
- (3) 「泊まり」 1 日当たり (1 7 : 3 0 ~ 翌 8 : 3 0) の定員は 9 名

* 「通い」、 「泊まり」 サービスの利用者は、利用者の様態や希望等により特に必要と認めた場合は一時的にその利用定員を超えることがあります。

* 当事業所は、 3 6 5 日、 2 4 時間開いています。

【小規模多機能型居宅介護事業の内容及び利用料金】

第 6 条

- (1) サービスの内容

- ① 事業所の職員は、訪問サービス、通いサービス、宿泊サービスを登録者一人一人の生活状況に合ったサービスを組み合わせ利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で、日常生活を送ることができるよう入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。
- ② 事業所の介護支援専門員は、登録者の介護目標を定め、長期及び短期の介護計画を作成し、計画に沿った介護を提供します。

◆基本料金（月額）

| | サービス利用料金 /1ヵ月 | 自己負担額 1割 | 自己負担額 2割 | 自己負担額 3割（※） |
|------|------------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 利用者負担額 /1ヵ月 | 利用者負担額 /1ヵ月 | 利用者負担額 /1ヵ月 |
| 要介護1 | 10458 単位 | 10,636 円 | 21,272 円 | 31,908 円 |
| 要介護2 | 15370 単位 | 15,632 円 | 31,263 円 | 46,894 円 |
| 要介護3 | 22359 単位 | 22,740 円 | 45,479 円 | 68,218 円 |
| 要介護4 | 24677 単位 | 25,097 円 | 50,194 円 | 75,290 円 |
| 要介護5 | 27209 単位 | 27,672 円 | 55,344 円 | 83,015 円 |

◆当事業所は、上記利用料金に以下の金額を加算します。

| | 利用料金 /1ヵ月 | 自己負担額 1割 | 自己負担額 2割 | 自己負担額 3割（※） |
|-------------------|--------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 利用者負担額 /1ヵ月 | 利用者負担額 /1ヵ月 | 利用者負担額 /1ヵ月 |
| 初期加算 | 30 単位 | 31 円 | 61 円 | 92 円 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 800 単位 | 814 円 | 1,628 円 | 2,441 円 |
| サービス提供体制強化加算Ⅱ | 640 単位 | 651 円 | 1,302 円 | 1953 円 |
| 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） | 1200 単位 | 1,220 円 | 2,440 円 | 3,660 円 |
| 訪問体制強化加算 | 1000 単位 | 1,017 円 | 2,034 円 | 3,051 円 |
| 看護職員配置加算（Ⅰ） | 900 単位 | 915 円 | 1,830 円 | 2,745 円 |

注1）利用者が当事業所に登録してから起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき上記の料金を加算します。又、30日を超える病院又は診療所への入院後にサービスの利用を再開した場合も、同様に30日以内の期間は、上記の料金を加算します。

注2）受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めてサービスを行なった場合に加算します。

注3）総合マネジメント体制強化加算は、事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合し、サービスの質を継続的に管理した場合に上記の料金を加算します。

注4）介護職員の賃金の改善等厚生労働大臣が定める基準に適合し、指定権者に届出をした場合には、その基準で規定されている区分に従い、介護職員処遇改善加算として、以下の割合でサービス利用料金に加算します。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：算定した単位数の1000分の149に相当する単位数を加算

（2）償還払いとなる場合には、サービス利用料金の全額を、事業者を支払います。この場合には、後日、事業者が利用者に対して渡す領収書及びサービス提供証明書を保険者（市町）の窓口に表示して承認された後、利用者には、利用者負担額分を除いた金額が払い戻されます。

（3）本契約の有効期間中、介護保険関係法令の改正により、サービス利用料金又は利用者負担額の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用します。この場合、事業者は、法令改正後速やかに利用者に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知します。

【交通費その他の費用】

第7条

従業者がサービスを提供するため、利用者宅を訪問する際に係る交通費は、第5条に記載する通常の事業の実施地域の利用者は、無料とします。

1 サービスの提供にあたり、以下の費用が発生した場合には、その費用を事業者に支払います。食事提供に要する費用、宿泊に要する費用、その他サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者の負担が適当であると認められる費用。

| | |
|------|---------|
| 朝食 | 350 円 |
| 昼食 | 650 円 |
| 夕食 | 550 円 |
| おやつ | 150 円 |
| 宿泊1泊 | 2,500 円 |
| 洗濯1回 | 200 円 |

【利用料金のお支払方法】

第8条

事業者は、利用実績に基づいて1ヵ月毎にサービス利用料金、その他費用を計算し請求しますので、口座振替の手続きを行い、毎月27日にお振替（※通帳印字はMBS. ブロッサムキラリ）金融機関が休日の場合は翌営業日の振替となります。

【利用対象者】

第9条

岡山市を保険者とする被保険者の方で、要介護1～5の認定者を対象とし、共同生活を送ることに支障がない高齢者。

* 以下の方は利用をお断り、又は契約の解除をお願いすることがあります。

- (1) 他の利用者に著しく迷惑を及ぼす恐れのある場合。
- (2) 伝染性疾患により他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがある方。
- (3) 故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込がない方。
- (4) 正当な理由なく利用料等を2ヶ月以上滞納した方。
- (5) その他この契約書の各条項に違反した場合。
- (6) 他の施設に入所及び移動した場合。
- (7) 介護度評価の結果、介護の必要性が無くなった場合。

【事故発生時の連絡体制と責任】

第10条

事故が発生したら必要な処置をとり、家族に連絡を取るとともに関係市町村に連絡する。損害賠償責任については、利用者に重大な瑕疵、又は過失がある場合は損害賠償責任を減ずる場合がある。尚、事故発生状況及び処置内容等は「事故処置記録簿」に記録する。

【非常災害対策】

第11条

非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者は火気消防等についての責任者を定め、1年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

【虐待防止のための措置】

第12条

事業者は利用者の人権擁護、虐待等の防止のため次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の設置
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施、その他虐待防止のために必要な措置。
- (3) 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人等利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行なう調査等に協力するものとします。

【成年後見制度の活用支援】

第13条

事業者は、利用者と適正な契約手続等を行なうため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介等、成年後見制度を活用できるように支援を行なうものとします。

【身体拘束などの禁止及び緊急やむを得ず身体拘束などを行なう場合の手続】

第14条

事業者は、小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者本人又は他の利用者等の生命又は船体を保護するため緊急やむを得ない場合において、次の3原則の全てを満たさない限り身体的拘束（以下、「身体拘束等」とします。）を行ないません。

- (1) 切迫性（緊急的に拘束が必要である）

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

- (2) 非代替性（他に方法が見つからない）

身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する介護方法がないこと。

- (3) 一時性（拘束する時間を限定的に定める）

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 緊急やむを得ない場合の身体拘束は、下記の事項を留意して行なうものとします。

(1) 「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行なうのではなく、マニュアルに定める手順に沿って、施設全体及び事業者で組織的判断を行なうものとします。

(2) 利用者本人及び家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、事前に十分な理解を得るよう努め、同意を得るものとします。

- (3) 身体拘束実施に関する経過観察記録を作成し、その経過について利用者本人及び家族に対して

説明を行なうものとし、身体拘束廃止の観点から、当該記録を検証し、常に解除に向けての検討を行ない、また解除後においても、妥当性の検証作業を実施し、記録を作成するものとし、

【その他留意事項】

第15条

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を外部に漏らすことはありません。
- (2) 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を外部に漏らさないため、従業者で無くなった後においても、これらの情報を外部に漏らさない旨を、従業員との雇用契約内容に含めています。
- (3) 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護を利用する人の介護保険サービスは当事業所において利用することになります。

【サービスに対する相談・苦情・要望などの窓口】

第16条

サービスに関する相談、苦情及び要望等（以下、「苦情等」とします。）については、下記の窓口で対応します。苦情等については真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に臨み、対応内容を記録し、その完結の日から5年間保存し、常に事業者としてサービスの質の向上に努めるものとし、

(1) サービス提供事業所苦情等窓口

| | |
|------------|----------------|
| 苦情などの受付担当者 | 当事業所の従事者：藤原 美里 |
| 苦情などの解決責任者 | 当事業所の管理者：藤原 美里 |
| 受付時間 | 年中無休 |
| 電話番号 | (086) 236-6005 |

注1) 苦情対応の基本手順

①苦情の受付、②苦情内容の確認、③苦情など解決責任者への報告、④苦情解決に向けた対応の実施、⑤原因究明、⑥再発防止及び改善の措置、⑦苦情など解決責任者への最終報告、⑧苦情申立者に対する報告。

(2) 事業所以外の苦情等窓口

| | | |
|-----------------|--------|---------------------------------|
| 市町 | 受付窓口 | 岡山市保健福祉局事業者指導課 地域密着事業者係 |
| | 住所 | 岡山市北区大供3丁目1-18 KSB会館4階 |
| | 電話番号 | (086) 212-1013 |
| | FAX 番号 | (086) 221-3010 |
| | 受付日時 | 8:30~17:15 (土、日、祝日及び年末年始を除く) |
| 国民健康保険 団体連合会 | 受付窓口 | 岡山県国民健康保健団体連合会 (介護110番) |
| | 住所 | 岡山市北区桑田町17番地5号 岡山県国保会館 |
| | 電話番号 | (086) 223-8811 |
| | FAX 番号 | (086) 223-9109 |
| | 受付日時 | 8:30~17:00 (土、日、祝日及び年末年始を除く) |

【個人情報の使用など及び秘密の保持】

第17条

事業者及び事業所の従業者は、利用者又はその家族の個人情報を保持します。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。事業者は予め書面により同意を得た場合は、サービス担当者会議等、また利用者の安全確保のため必要な場合に、当該個人情報を使用することができます。

情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1、使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の小規模多機能型サービス計画に基づき、小規模多機能型居宅介護サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において、必要な場合に使用します。

2、使用にあたっての条件

1) 個人情報の提供には、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には、関係者

以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。

2) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録します。

3、個人情報の内容（例示）

1) 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等事業所が居宅介護支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報等

2) 認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見等

4、ご利用者様の機能訓練やイベントの様子を写真に撮り、ブログやSNS（Facebook、インスタグラム等）及び施設内通信（ご利用者様等に配布するカレンダー）などに使用させていただくことがございます。

名前等は伏せ、関係各所への報告以外の使用は致しません。

本項目について私及びその家族は 同意します。 同意しません。

5、使用する期間

令和 年 月 日 ～ 解約日まで

事業者は、利用者又は身元保証人に対し、本重要事項説明書により重要事項について説明を行ない、利用者又は身元保証人は、サービスの提供開始、重要事項について同意し交付しました。

私は、本書面に基づいて事業者から契約書および重要事項の説明を受け、了承しました。また、契約書第13条(秘密保持)における個人情報の取り扱いについてあわせて同意します。

重要事項説明日及び公布日・個人情報使用同意日： 令和 年 月 日

<事業者> 住所： 岡山県岡山市南区169番地3

事業所名： 小規模多機能 きらり妹尾

代表者： 藤原 美里

説明者： _____ (印)

利用者の住所：

氏名： _____ (印)

ご家族の住所：

氏名： _____ (印)

(続柄)

身元保証人の住所：

氏名： _____ (印)

(続柄)